

平成 26 年度 社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設	1
救護施設		
・ 長寿介護課所管施設	2
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム		
・ 障がい福祉課所管施設	5
障がい福祉サービス事業所等		
・ 子どもの育ち推進課所管施設	9
児童館、放課後児童クラブ室		
・ 子育て支援課所管施設	12
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設		

平成26年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名 (平成25年5月1日現在)	—	入所者等の安全確保に必要な大規模修繕を優先する。

平成26年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成26年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	<p>1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成26年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,483	2,410	2,470	530	7,893	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成25年度整備可能数 (A)	110	160	280	100	650	
平成25年度整備予定数（ショートステイの転換含む）(B)	70	152	135	82	439	
平成26年度への持越分 (C)=(A)-(B)	40	8	145	18	211	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成26年度整備計画数 (D)	170	150	200	0	520	
平成26年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	210 (60)	158 (38)	345 (95)	18 (0)	731 (193)	

施設種別	圏域	課題	平成26年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成26年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成26年度整備数が変動する場合がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

○ 現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,433	1,623	1,880	358	6,294	
平成25年度整備可能数 (A)	200	70	110	30	410	
平成25年度整備予定数(B)	0	0	0	0	0	
平成26年度への持越分 (C)=(A)-(B)	200	70	110	30	410	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成26年度整備計画数 (D)	111	160	130	0	401	
平成26年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	311 (161)	230 (110)	240 (120)	30 (10)	811 (401)	

養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。
-------------	---	-----------------------------------	---------------------------------------

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成25年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成26年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量をふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活移行を推進する観点から、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援の日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活介護・共同生活援助の居住系サービスを実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域ごとの整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・ 圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
共通	一	一	減災対策を推進する観点から、障がい福祉サービス事業所の耐震化等に対応する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設を最優先する。 2 著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、ニーズの高いサービスを実施する事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害保健福祉圏域ごとに、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援を実施する事業所を優先する。 2 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 3 災害時における被災障がい者のサービス確保などの機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がいのある人が地域で生活するため、共同生活介護や共同生活援助の居住の場を充実する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同生活介護や共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、整備する必要が高いと考えられる施設を優先する。 2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび障がい者の意向をふまえたサービス等利用計画の作成をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策において、立地条件等で配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成25年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表2) 障がい福祉サービス事業所の現状と課題

種類			障害保健福祉圏域									
日中活動系サービス			桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
生活介護	現状	事業所数	10	15	12	17	12	12	14	2	2	96
	サービス見込量	人	442	764	575	583	537	600	411	123	111	4,146
	サービス量実績	人	378	640	457	587	450	551	378	116	108	3,665
	見込量と実績の差	人	64	124	118	△ 4	87	49	33	7	3	481
短期入所	現状	事業所数	7	8	5	8	8	6	8	1	2	53
	サービス見込量	人	104	272	77	97	112	125	250	23	22	1,082
	サービス量実績	人	77	104	57	82	51	75	77	11	4	538
	見込量と実績の差	人	27	168	20	15	61	50	173	12	18	544
放課後等デイサービス 児童発達支援	現状	事業所数	5	6	4	7	5	6	3	0	2	38
	サービス見込量	人	78	124	181	90	158	263	204	14	43	1,155
	サービス量実績	人	82	184	179	164	141	239	114	0	32	1,135
	見込量と実績の差	人	△ 4	△ 60	2	△ 74	17	24	90	14	11	20
居住系サービス												
共同生活援助 共同生活介護	現状	事業所数	12	11	7	22	10	6	10	1	3	82
	サービス見込量	人	173	219	117	177	138	185	186	36	64	1,295
	サービス量実績	人	139	185	86	169	125	142	141	29	45	1,061
	見込量と実績の差	人	34	34	31	8	13	43	45	7	19	234
訪問系サービス												
居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護、行 動援護、重 度障害者等包括 支援	現状	事業所数	44	76	61	99	89	93	51	14	31	558
	サービス見込量	人	255	543	336	350	357	351	300	71	79	2,642
	サービス量実績	人	188	276	220	296	284	256	223	74	55	1,872
	見込量と実績の差	人	67	267	116	54	73	95	77	△ 3	24	770

種類			障害保健福祉圏域									
相談支援			桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
計画相談支援	現状	事業所数	4	7	9	4	3	5	6	2	1	41
	サービス見込量	人	190	286	330	196	260	383	701	40	22	2,408
	サービス量実績	人	52	28	12	14	39	64	29	11	3	252
	見込量と実績の差	人	138	258	318	182	221	319	672	29	19	2,156
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	1	3	2	2	1	22
	サービス見込量	人	22	15	9	4	23	28	10	3	3	117
	サービス量実績	人	6	3	7	6	4	4	2	1	0	33
	見込量と実績の差	人	16	12	2	△ 2	19	24	8	2	3	84
地域定着支援	現状	事業所数	1	2	4	5	1	3	2	2	1	21
	サービス見込量	人	17	6	21	24	7	19	10	2	3	109
	サービス量実績	人	5	1	8	2	1	2	0	0	0	19
	見込量と実績の差	人	12	5	13	22	6	17	10	2	3	90
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	4	3	7	2	3	5	3	2	0	29
	サービス見込量	人	37	58	32	26	23	88	172	1	5	442
	サービス量実績	人	0	0	1	0	32	10	10	0	0	53
	見込量と実績の差	人	37	58	31	26	△ 9	78	162	1	5	389

注) 見込量と実績の差は、今後、変動します。

- 1 現状の事業所数は、平成25年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける平成26年度のサービス見込量
- 3 サービス量実績は、平成25年2月分サービス量実績
- 4 見込量と実績の差は、サービス見込量とサービス量実績の差
- 5 生活介護の現状は、障害者支援施設を除く。サービス見込量、サービス量実績及び見込量と実績の差は、障害者支援施設のサービス量を含む。
- 6 短期入所の現状は、空床利用型を除く。

平成26年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち推進課所管施設）

課名【子どもの育ち推進課】

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
児童館	全県	小型児童館 36館 児童センター 13館 計 49館 (H25.5.1現在)	児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館 (2) 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 (1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するものを優先する。 ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 (2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するもの

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 297か所 (H25.5.1現在)	<p>1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。</p> <p>2 小学校児童についての保育需要があるにもかかわらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>3 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p>	<p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 既存の児童館を拡張する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張</p> <p>(3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張</p> <p>4 そのほかの整備</p> <p>5 優先順位は、1(1)、1(2)、2(1)ア、2(1)イ、2(2)ア、2(2)イ、3(1)、3(2)、3(3)、4の順とする。</p> <p>放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。</p> <p>1 小学校の統廃合により必要が生じた放課後児童クラブ室の整備</p> <p>2 放課後児童クラブの創設のための整備</p> <p>(1) 借家等で実施する放課後児童クラブの移設等 ア 地震対策あるいは津波対策等のため、現在の実施施設から移転する必要があり、他に代替施設がない場合の整備 イ ア以外の理由で、現在の実施施設が使用不能になるが、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(2) 放課後児童クラブが実施されていない小学校区での新規実施クラブの整備</p>

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
				<p>(3) 放課後児童クラブが実施されている小学校区での新規実施クラブの整備</p> <p>3 そのほか</p> <p>(1) 1及び2(1)アを最優先とする。</p> <p>(2) 次に、2(1)イ、2(2)、2(3)の順に優先する。</p> <p>(3) 3(1)及び3(2)によって、同順位となつた整備の中では、放課後児童クラブの利用者数もしくは利用予定者数の多い整備を優先する。</p>

平成26年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12施設 民間 11施設 (平成25年4月1日現在)	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。 3 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 2施設 民間 1施設 (平成25年4月1日現在)	3 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 5施設 民間 2施設 (平成25年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。